

議案第45号

山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1か月6,300円」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額（同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育に係るものについては、同条第2項第3号に規定する市町村が定める額）を上限として規則で定める額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例の規定は、この条例の施行の日後の期間に係る保育料から適用し、同日前までの期間に係る保育料については、なお従前の例による。

（激変緩和措置）

3 この条例の施行の際現に山陽小野田市立幼稚園に在園している園児及び平成28年3月31日までに山陽小野田市立幼稚園に入園する園児の保護者で、その世帯の市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、この計算に当たっては同法

第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用せず、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除する。)が課税されているものの保育料については、当該園児が退園するまでの間は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該園児が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に入園している兄又は姉（以下「就園兄姉」という。）を2人以上有する場合 0円
- (2) 当該園児が小学校1年生から小学校3年生までの兄又は姉（以下「就学兄姉」という。）を2人以上有する場合 0円
- (3) 当該園児が就学兄姉を1人有し、かつ、就園兄姉を1人有する場合 0円
- (4) 当該園児が就園兄姉を1人有する場合 2,900円
- (5) 当該園児が就学兄姉を1人有する場合 2,900円
- (6) 前各号のいずれにも該当しない場合 6,300円

議案第45号参考資料

山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する市町村が定める額（同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育に係るものについては、同条第2項第3号に規定する市町村が定める額）を上限として規則で定める額とする。</u></p>	<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料は、<u>1か月6,300円とする。</u></p>